

**障害者地域自立生活支援センター主催講演会**  
**高次脳機能障害のある方の回復に向けた多職種連携の意義**  
 時 9月21日(水)午後6時～8時  
 所 オンライン(編渡邊修さん(医師) 対市内在住・在勤・在学の方定50人(申込順))  
 申 8月16日～9月14日に、障害者福祉センターホームページ (https://marimokai.jp/facility/koganei) から障害者地域自立生活支援センター(障害者福祉センター1階 ☎042-381-8811 FAX 042-383-1848)へ

**戦没者等のご遺族の皆様へ**  
 第十一回特別弔慰金の請求を受け付けています。請求期間を過ぎると、受ける権利がなくなりますのでお早めにご請求ください。  
 対 戦没者等の死亡当時の遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法」による公務扶助料や「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)のいない場合で、先順位の方1人  
 求 期限 令和5年3月31日  
 問 地域福祉課地域福祉係(☎042-387-9915)

**小金井さくら体操介護予防ボランティア養成講座**  
 介護予防の基礎知識を広く学び、ご当地介護予防体操の自主グループで活動するボランティアの養成講座です。  
 時 9月7日～10月19日の毎週

水曜日午後2時～4時(10月12日は午前10時～正午。全7回) 所 市民会館・萌え木ホール(商工会館3階) ほか 対 市内在住・在勤で、講座修了後週1回程度介護予防ボランティアとして活動できる方(要支援・要介護認定等を受けている方や医師から運動を禁止されている方を除く) 定 20人(多数抽選) 申 8月15日～9月2日に、電話、Eメールまたは直接、介護福祉課包括支援係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9845 ☎0399@koganei-shi.jp)へ

**地域福祉ファシリテーター養成講座**

地域におけるボランティア活動の役割や課題をルーテル学院大学の先生が分かりやすく教えます。  
 この事業は、同大学、三鷹市・武蔵野市・調布市・小金井市および4市の社会福祉協議会の協働事業です。  
 時 9月22日、29日、10月6日、13日、20日、11月24日、12月1日、8日、15日、令和5年1月12日、19日いずれも木曜日午後1時～4時(全11回) ※このほか、フィールドワーク(1回程度)があります  
 所 ルーテル学院大学(三鷹市大沢3-10-20) ほか  
 対 市内在住・在勤・在学の方  
 定 15人(申込順)  
 申 8月15日～9月5日に、電話またはEメールで小金井ボランティア・市民活動センター(社会福祉協議会内 ☎042-387-0011 ☎vc-koganei@circus.ocn.ne.jp)へ

**ひきこもりに関する相談会**

東京都ひきこもりサポートネットでは、電話・メール・訪問による相談を行っています。このたび、本人や家族を対象とした巡回相談会を開催します。  
 時 9月21日(水)、22日(木) 午前10時～午後5時(1人45分程度)  
 所 社会福祉協議会  
 申 9月15日までに、電話(匿名可)で東京都ひきこもりサポートネット(☎0120-529-528)へ  
 問 市地域福祉課生活福祉係(☎042-387-9840)、都福祉保健局生活福祉部地域福祉課(☎03-5320-4039)



**心身障害者医療費助成制度 9月に障者証が更新**

都では、重度の心身障がいのある方を対象に、医療費の一部を助成する心身障害者医療費助成制度(療費)を実施しています。現在お持ちの受給者証は、有効期限が8月31日(一部の方を除く)までとなっています。  
 受給者のうち、令和3年中の所得が左下表の令和4年度所得制限基準額以下で、いずれかの健康保険に加入していることが確認できた方には、9月1日から使用する新しい受給者証を8月下旬に郵送します。また、所得制限基準額を超えた等の理由で更新できない方には、その理由を記した助成事由消滅通知書を郵送します。  
**【新規に申請する方】**  
 次のすべての要件に該当する方は、申請により新たに受給することができま  
 す。  
 △小金井市に住民登録している65歳未満の方(一部特例あり)  
 △国民健康保険など、いずれかの健康保険に加入している方  
 △身体障害者手帳1・2級(内部障がいの場合は3級まで)、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを取得している方  
 ※内部障がいとは、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障がいです  
 △申請者本人の所得(令和3年中)が、左表の所得制限基準額以下の方。ただし、20歳未満の方は、その方が加入している健康保険の被保険者(国民健康保険では世帯主)の所得が基準額以下の方  
 他 △加入している健康保険が変わったときは、必ず届け出をしてください  
 △死亡等で資格を失った方の受給者証は、必ず返却してください  
 問 自立生活支援課障害福祉係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9842)

令和4年度所得制限基準額(令和3年中の所得)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人
基準額	360万4千円	398万4千円	436万4千円	474万4千円

※所得制限基準額は所得額から各種控除を差し引いた額になります。なお、控除額は所得税、市・都民税等の控除額と若干異なります

**声の広報 声の議会だより**

**視覚に障がいのある方にCDとデイジーCDをお届けしています**

市では、視覚に障がいのある方を対象に、CDとデイジーCDに市報こがねいの内容を収録した「声の広報」と市議会だよりの内容を収録した「声の議会だより」をお届けしています。  
 ご家族やお知り合いに視覚に障がいのある方がいましたら、ご利用をお勧めください。ご希望の方は、電話等でお申し込みください。  
 対 原則として身体障害者手帳1～6級の視覚障がいのある方※視覚に障がいのある方以外で利用を希望の方は、お問い合わせください  
**【デイジーCDとは】**  
 専用の再生機を使用することで、聴きたい箇所を素早く探すことができるなど非常に便利です。また、パソコンで再生をすることもできます。  
**【デイジーCD専用再生機の貸出・購入費助成】**  
 2か月間の貸し出しが可能です。詳しくは図書館本館(☎042-383-1138)へお問い合わせください。  
 また、重度視覚障がいのある方が購入を希望する場合は、日常生活用具

費助成制度を利用できる場合があります。必ず購入前に自立生活支援課(☎042-387-9841)へご相談ください。  
**【市ホームページからもお聴きいただけます】**  
 平成27年4月15日号以降の市報、平成29年第3回定例会(第258号)以降の市議会だよりは、市ホームページから聴くこともできます。(MP3ファイルで収録)  
 それ以前の号をご希望の場合は、各問合先へお問い合わせください。  
**【対面朗読の会】**  
 声の広報・声の議会だよりの収録は、ボランティアグループ「対面朗読の会」にご協力いただいています。同会では、随時ボランティアを募集しています。詳しくは同会会長・原田さん(☎042-384-3782)へお問い合わせください。  
 申 問 声の広報=広報秘書課広報係(市役所本庁舎2階 ☎042-387-9803)、声の議会だより=議会事務局(同4階 ☎042-387-9947)へ